

# 学校給食用牛乳等供給推進事業業務方法書

平成27年5月11日付け茨牛組第14号

## 第1 趣旨

生乳は、毎日生産され日持ちしないことに加え、天候等の外的要因で需要が変動しやすいという特性を有するため、生産が過剰となれば生乳の廃棄や牛の淘汰をせざるを得ない。

また、生乳の生産が乳牛の生理活動に基づく以上、一旦落ちた生産量を短期間で回復させることは困難であることから、需給のバランスが崩れやすく安定させることが難しい。

このため、生乳需給の安定を図るためには、需要の変動が大きい牛乳について、一定の安定した需要先の確保を図ることが重要であり、学校給食への安全で品質の高い国内産の牛乳の計画的かつ効率的な供給を推進する必要がある。

また、少子化の進行に伴い、児童・生徒数の減少が見込まれることや学校給食の場において多様な乳製品を求める声が高まっていることを踏まえ、学校給食への乳製品の供給を推進する必要がある。

このため、茨城県牛乳協同組合は、学校給食用牛乳の計画的かつ効率的な供給、牛乳・乳製品の利用拡大を推進する第4の事業について、学校給食用牛乳等供給推進事業実施要綱（平成26年3月24日付け25生畜第2104号農林水産事務次官依命通知）及び学校給食用牛乳等供給推進事業実施要領（平成26年3月24日付け25生畜第2105号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるところにより助成することとし、こうした様々な取組を通じ、我が国の酪農の健全な発達を図るとともに、幼児、児童及び生徒の体位・体力の向上に資する。

## 第2 対象となる学校給食の範囲

本事業の対象となる学校給食は、学校給食用牛乳等供給対策要綱（昭和39年8月31日付け文体給第265号、39畜A第5421号文部事務次官、農林事務次官依命通知。以下「対策要綱」という。）第2に掲げるものとする。

## 第3 助成対象者

この事業の助成対象者は、供給事業者、学校給食用牛乳供給対策要領（平成15年9月30日付け15生畜第2865号農林水産省生産局長通知。以下「対策要領」という。）第4の3の機関、学校の設置者等とし、事業ごとの助成対象者は第4の定めによるものとする。

## 第4 事業内容

この事業の内容及び助成の基準は、次に掲げるものとする。

なお、助成対象経費及び助成率等は、別表に掲げるとおりとする。

また、1の(1)及び(3)のイの事業は、対策要領第2に定めるところにより、学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者を決定する学校の設置者のみを対象として実施することとする。

## 1 事業の内容

### (1) 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

ア 学校給食用牛乳の安定的な需要を確保するとともに、保護者負担額の軽減を図るため、学校給食用牛乳の供給において、不利な供給条件に基づき掛増しとなる経費相当額の一部（以下「助成額」という。）について、供給数量に応じて供給事業者又は対策要領第4の3の機関に交付するものとする。

イ 200cc当たりの助成額は、対策要領第2の1の区域ごとに、次の式により決定するものとする。

$$\text{助成額} = \text{供給価格} - \text{基準価格}$$

注1) 供給価格とは、対策要領第2の3の(3)で決定した200cc当たりの供給価格をいう。

2) 基準価格とは、対策要領第2の3の(3)で決定した供給価格を当該年度の供給見込数量で加重平均した200cc当たりの茨城県平均価格に一定額を加えた額とする。

3) 注2の一定額とは、対策要領第2の3の(3)で決定した茨城県内区域ごとの200cc当たりの供給価格の標準偏差を算出し、その3か年度（平成24～26年度）の平均値に0.7を乗じて

### (2) 牛乳・乳製品利用拡大推進事業

学校給食用牛乳等の消費拡大を図るため、ア及びイの奨励金を交付するものとする。

ア 学校給食における発酵乳等の利用拡大

学校給食において、牛乳に加えて提供される発酵乳及びチーズを対象として、供給数量に応じて供給事業者、学校の設置者等に交付する奨励金。

ただし、平成27年度以降における奨励金の交付期間は、同一校につき最大3か年度とする。

## 2 助成の基準

### (1) 学校給食用牛乳の定義

国内産の牛乳（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「厚生省令」という。）第2条第3項に規定する牛乳をいう。）であって、次の用に供されるものをいう。

ただし、1の(1)の事業については、各学校における年間供給日数の1割程度を上限（茨城県知事が茨城県の酪農振興上、特に必要と認める場合を除く。）として、国産100%の乳原料を主原料とした厚生省令第2条に規定する成分調整牛乳、加工乳、乳飲料又は発酵乳を対象とすることができる。

- ア 飲用
- イ 調理用（調理施設を有する学校又は学校給食共同調理施設（以下「給食センター」という。）において、学校給食として調理するために直接使用するものをいう。）
- ウ 品質及び衛生検査のための試料用
- エ 学校給食のための講習会用
- オ 学校給食における普及のための試食会用

注1）ウ～オについては、特にその使用量が合理的に必要なとされる範囲内でなければならない、また、これらの行事記録等を当該学校又は給食センターにおいて明らかにしておくこと。

2）予備（輸送中の破損を考慮した分等）の牛乳等については、助成の対象外とする。

## （2）供給対象者

- ア 義務教育に係る学校、夜間課程を置く高等学校の夜間課程、特別支援学校の幼稚部及び高等部の幼児、児童及び生徒
- イ アに掲げる学校（高等学校にあっては夜間課程に限る。）の教職員、教育実習生及び給食センターの職員。

ただし、これらの者に対する飲用及び調理用は、幼児、児童及び生徒の給食実施日に限る。

## （3）供給対象日

- ア 授業日
- イ 夏期休暇等の長期休暇中であって、全校の児童、生徒が登校する日
- ウ 全校の児童、生徒又は学年単位の児童、生徒が参加する林間学校等（国又は地方公共団体が設置した施設を利用して、複数の学校が林間学校、臨海学校、移動教室等の名称で実施する学校行事をいう。以下同じ。）の開設日

注）全寮制の学校の休祭日は、（3）のア～ウに該当しない。

## （4）年間の供給日数

- ア 学校の行事として林間学校等を開設し、その場で児童・生徒に牛乳等を供給した場合は、当該供給に係る日数を年間の供給日数に含めるものとする。

ただし、本校と林間学校等又は林間学校等間で同一日に重複して供給された日数は延べ日数とはしない。

- イ 調理用及び試食会用の学校給食用牛乳が供給された日数については、年間の供給日数に含めない。

## （5）その他の事業要件

- ア 学校給食における発酵乳等の利用拡大の対象となる発酵乳等

厚生省令第2条に規定する発酵乳及びチーズであって、当該製品に占める国内で生産された生乳及び生乳由来原料の割合が50%以上であり、1個当たりの内容量が、発酵乳は70g以上、チーズは15g以上と

し、調理用は含まない。

### 3 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成27年度とする。

## 第5 供給契約の締結

対策要綱第6により決定した供給事業者並びに第4の1の(2)及び(3)のアの奨励金の対象となる供給事業者等は、学校給食用の牛乳及び発酵乳等の供給に係る要件を明らかにした書面により、学校長、学校の設置者又は学校若しくは学校の設置者の委任を受けた茨城県学校給食会等と供給契約を締結するものとし、供給事業者は、その契約書の写しを茨城県牛乳協同組合代表理事（以下「代表理事」という。）に提出するものとする。

なお、供給契約の締結は、学校給食用牛乳等供給推進事業に係る茨城県牛乳協同組合の事業計画の承認後に行うものとする。

## 第6 助成金に係る事項

### 1 助成金の交付申請

助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、代表理事が別に定める期日までに、別記様式第1号による学校給食用牛乳等供給推進事業助成金交付申請書を代表理事に提出するものとする。

### 2 交付決定の通知

代表理事は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、審査の上、助成金を交付すべきと認めるときは、速やかに交付決定を行い、助成対象者に交付決定の通知を行うものとする。

### 3 変更承認の申請

助成対象者は、助成金の交付決定があった後において、次の各号のいずれかに該当するときは、別記様式第2号による学校給食用牛乳等供給推進事業助成金変更承認申請書を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 事業費の30%を超える増減があるとき。

(3) 助成金の交付決定額の増加を伴う事業費の増があるとき。

### 4 概算払請求

(1) 代表理事は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認められた場合は、助成金の全部又は一部について、概算払いをすることができる。

(2) 助成対象者は、助成金の概算払請求をしようとする場合は、別記様式第3号の学校給食用牛乳等供給推進事業助成金概算払請求書を代表理事に提出するものとする。

### 5 実績報告書の提出

助成対象者は、事業終了後、翌年度の4月3日までに別記様式第4号の学校給食用牛乳等供給推進事業実績報告書を代表理事に提出するものとする。

### 6 助成金の額の確定等

代表理事は、前項の報告に基づき助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

#### 7 交付決定の取消し等

代表理事は、3の(1)の事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、2の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができ、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 助成対象者が法令、本業務方法書に違反した場合

(2) 助成対象者が事業に関して、不正、事務手続きの遅延その他不適当な行為をした場合

(3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

8 対策要領第4の3の機関から助成額の交付を受ける供給事業者及び学校の設置者等は、代表理事を対策要領第4の3の機関の長に読み替えて、1から5までに定める手続を行うものとする。

#### 第7 帳簿等の整理保管等

##### 1 帳簿の整理保管

助成対象者は、この事業に係る助成金の経理及び内容を明らかにした書類、帳簿並びにこれに係る証拠書類を整理保管するものとし、その保存期間は、当該事業完了後5年間とする。

##### 2 牛乳受領確認証

供給事業者と牛乳の受領者である学校等間においては、牛乳受領確認証の作成根拠となる書類等を整備し、確認証とともに、事業終了後5年間保管すること。

##### 3 事業実施状況の聴取等

代表理事は、この業務方法書に定めるもののほか、必要に応じ、事業実施状況及び事業実績を調査し、又は報告を求めることができるものとする。

##### 4 その他

代表理事は、この業務方法書に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

#### 附 則

この業務方法書は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表

事業の種類	助成対象経費	助成率
1 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業	学校給食用牛乳の安定的な需要を確保するとともに、保護者負担額の軽減を図るため、学校給食用牛乳の供給において不利な供給条件に基づき増しとなる経費相当額の一部を供給数量に応じて供給事業者に交付するのに要する経費	定 額
2 牛乳・乳製品利用拡大推進事業	学校給食用牛乳等の消費拡大を図るため、供給数量に応じて供給事業者等に（１）及び（２）の奨励金を交付するのに要する経費	
(1) 学校給食における発酵乳等の利用拡大	学校給食において、牛乳に加えて提供される発酵乳及びチーズを対象として交付する奨励金	1日1個(発酵乳は70g以上、チーズは15g以上)当たり奨励金2.65円